

## 横浜家庭裁判所委員会（5月20日）議事概要

### 1 日 時

平成17年5月20日（金）午後1時30分～午後4時

### 2 場 所

横浜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

安倍嘉人（所長）、石川恵美子、大久保博、岡崎勲、北村史雄、輿石英雄、坂本由喜子、竹

内直樹、田邊哲夫、堀内かおる

\* 欠席 中村香織、平松雄造、村山瑛子、山崎行雄

（幹事）

慶田康男、岡崎忠之、服部正博、益田哲、山本要一、大沼津、木村謙二

（委員会事務局）

稲垣誠也、福永浩之、金子和子、平田明

### 4 議 事 - 意見交換テーマ「非行少年の規範意識の現状とこれを高めるための方策」

#### (1) 所長あいさつ

家庭裁判所長の安倍でございます。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。まず、本日は皆様には何かとご多忙の中、当家裁委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。また、日ごろから家庭裁判所の運営でありますとか、あるいは事件処理につきまして、ご理解やご協力をいただいていることにつきましても厚く御礼を申し上げます。

ところで、前回のこの委員会におきましては、子どもの監護をめぐる問題についてご意見をいただきました。そういった問題のうちでも、子どもの成長にとって最も大きな影響を与えられと思います児童虐待をめぐる先日新聞報道を見て、神奈川県内において児童虐待の相談件数が大変急増しているということを知った次第です。昨年の相談件数に比べて、市においては1.5倍、県においては1.3倍の急増状況だということでございました。折しも、この問題に関する基本法である児童福祉法につき改正がされ、その骨子といたしましては、保護を要する児童に係る措置として、家庭裁判所の関与を非常に評価する、こういう方向での改正が行われて施行されたわけでございますが、私ども家庭裁判所といたしましては、児童虐待への対処について、適切な運用を図っていかなければならないと改めて自覚しているところでございます。

そういう関係から、5月18日でございますけれども、神奈川県内の10か所の児童相談所と、これを指導する立場にある県、あるいは市の担当者の方々と私ども家庭裁判所の担当者間で意見交換の場を持ったところでございます。各児童相談所からは、かなり深刻な事例が多いという実情が報告されたわけでございますが、今後、神奈川県内における児童虐待について、一層有効な対策が講じられますよう、家庭裁判所といたしましても、司法機関と行政機関との連携をさらに緊密なものとしたしまして、新制度の円滑な運用を考えていきたいと考えております。

さて、本日、ここでご意見をいただくテーマといたしましては、前回の委員会でのご意見を踏まえまして、少年事件を取り上げました。その趣旨につきましては、あらかじめお送りしてあるペーパーをご覧いただいていると思っておりますけれども、昨今の非行少年の規範意識の実情と、それを身につけさせるための方策、中でも、家庭についてとるべき措置についてご意見をいただきたいと考えているところであります。

こういった問題意識を抱くに至りました背景としては、最近、各地で、これまでは目立った非行もない、そしてまた、周囲からおとなしいと見られていた少年が突然凶悪事件を犯すという、「いきなり型事件」が続いていることが挙げられております。こういったいきなり型の事件を見ますと、少年たちは生き生きとした交友関係を持つことができないとか、あるいは、他人の痛みを共感することができないとか、そしてさらに、社会のルールである規範について、守ろうという意識がない、こういった特色が浮かんでくるようになります。しかも、こういった特色が重大凶悪事件を犯す少年だけではなくして、ごく一般の非行少年にも、程度の差はあるにいたしましても、共通して見られるところに問題の深刻さを感じる次第でございます。

本日の意見交換におきましては、このような問題意識を前提といたしまして、こういった現象をもたらしていると思われる要因、地域社会の要因、あるいは学校の要因、さらに家庭における要因を考えて、その上で、家庭における要因について、社会としてどう対処すればよいのか、とりわけ、家庭裁判所は何をすればよいかということについて、考えてまいりたいと考えている次第です。

大変大きなテーマでございますけれども、さまざまな視点からご意見をいただきまして、少年審判がこういった少年の健全な育成に一層役立つように工夫するための指針をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本委員会の委員長につきましては、前回の委員会におきまして、横浜家庭裁判所長が選出されておりますので、この後の進行も委員長にお願いします。

この委員会で新たに3名の委員が加わっていただきました。新たな委員の方を紹介したいと思っておりますので、簡単な自己紹介をお願いできればと思いますが、まず岡崎勲委員。

私は岡崎勲と申します。住所は平塚でございます。播州屋と言う屋号で刃物の研ぎの

仕事をしています。私、警察の少年補導員を23～24年やらせていただいております、その中で、実際にかかわった子どもたち、それから、感じたことで役に立つことがあればと思って、またいろいろ勉強させていただくつもりできょうお伺いしました。よろしくお願いいたします。

それでは、次に田邊哲夫委員。

横浜地方検察庁総務部長をしています田辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は昭和59年に検事になりまして、南は福岡、北は札幌まで勤務してまいりました。最近、今、部長という肩書をいただいておりますけれども、若い検察官の捜査、修習等について指導決裁するような立場になってしまいましたので、直に少年と接するような機会が乏しくなっております。ただ、若いころには、今回のテーマにあるようなタイプとは違った少年にも接してまいりました。それからまた、私自身、2人の男の子どもを持つ親として、いろいろ考えさせられることも経験してまいりました。

検察官という仕事の立場からも、また、2人の子どもの親という立場からも何か意見を述べさせていただくことができればと思っています。どうぞよろしくお願います。

では、坂本由喜子委員。

平成17年4月1日付けでさいたま家庭裁判所川越支部から当庁へ異動してまいりました。よろしくお願いいたします。家事事件と少年事件と両方経験しております。

ありがとうございました。引き続いて、前回の委員会でご指摘のあった事項について、まずご説明いたします。

・ 前回委員会における話題事項に関する説明

ア 家事首席書記官から、人事訴訟事件の推移、人的・物的手当・標準的運用について

の説明があった。

イ 総務課長から、参与員の確保状況についての説明があった。

・意見交換の要旨（：委員長， 委員，：幹事，：事務局，：説明委員）

それでは、これから具体的な意見交換に入らせていただきたいと思います。きょうご意見いただく大きな内容といたしましては、まず非行少年たちの現状はどうなっているか、そして、その規範意識が乏しいとすれば、その原因は何だろうかということであります。そして、その次の問題としては、では、そういった子どもたちに規範意識を身につけさせるにはどうしたらいいかということが後段の議論となると考えております。

それでは、まず最初に皮切りといたしまして、家庭裁判所の側から、最近の非行少年の実情ですとか、あるいは、お送りした資料に基づいて、最近の犯罪状況をご紹介したいと思います。

「近年、少年とは思えない残忍な手口で、面識のない人をいきなり殺してしまう事件が相次ぎ、社会一般の人を驚かせました。さらに、周囲の人から、その少年について、「目立たない子だった。」「よい子だった。」といった声が聞かれると、なぜそういった事件が起こったのかが理解できず、少年への対応についても不安が広がる状況が続いています。」これは、平成12年7月から平成13年3月までの間、最高裁判所の家庭裁判所調査官研修所において行われた「重大少年事件の実証的研究」の報告書の前書きに書かれている文章です。当時、少年がいきなり人を殺してしまうといったような事件が相次いだことがありまして、学識経験者、学校教師、保護観察官、少年鑑別所の技官、少年院の教官、裁判官、家庭裁判所調査官が合同して研究を行ったものです。

最近の非行少年の特徴というのは、従来、社会一般の人たちが抱いてきた非行少年のイメージとは、大分異なる特徴があると言われております。

従来、我々も含めて社会一般の人が抱いていた非行少年というのは、幼いころから問題行動や非行を繰り返してきているということです。伝統的な非行少年と言いますか、これが社会一般の人が抱いている非行少年のイメージだと思います。これをタイプ1と呼んでおきます。

タイプ1の少年たちは、幼児期とか小学校低学年のころから金銭の持ち出し、万引き、同級生をいじめたり、暴力を振るったり、家庭内で暴れたり、そういったことを繰り返してきた少年で、一般的には「どうしようもない子」です。ただ、この子どもたちを調査してみますと、幼児期に父母による虐待が見られます。その虐待というのは、必ずしも殴られるとか身体的な虐待だけではなくて、精神的な虐待もある。育児の放棄や放任です。しつけをしていないだけでなく、抱いたり、かわいがったり、親子で話したり、そういったこともしていない。このタイプの少年は、非常に父母への憎悪というか、憎しみを抱いています。それから、家庭に対する疎外感、自分の居場所がないといった疎外感を抱いています。この子どもたちに、家族と一緒にいる絵を書きなさいと言いますと、絵の中に自分や家族のだれかがいなかったりします。

次に、表面上は問題を感じさせることのなかった少年で、タイプ2と呼んでおきます。タイプ2の少年は、幼児期から特に問題となるような行動がなく、万引きをしたり、けんかをしたりということもなく、むしろおとなしくて目立たず、一見すると、環境、つまり社会とか家庭に適応しているように見えている。事件後にテレビなどのインタビューで、近所の人等から、「目立たない子だった。」と言われるのはこのタイプです。特徴としては、家庭では非常に従順です。ところが、家族との情緒、感情的な交流が非常に希薄で、友達関係も希薄です。私が担当した事例を申し上げますと、この少年は19歳で放火事件を起こしました。19歳まで全く何の非行もありません。学校の成績についても、あまり良く

はないんですが、普通に小学校，中学校を出て，高校に進学し，卒業しています。事件は，卒業したばかりの高校に2回放火したものです。直接の動機というのは，就職先が見つからないでいることを父親から毎日のように叱責されるが，実はその父親がアルコール依存で，会社員ではあるんですが，自身もほとんど出勤していないという状態である。その父親に叱責されることのうっぶん晴らしのために放火に至っています。兄弟はいません。逮捕されて少年鑑別所に入り，鑑別所での鑑別結果では，少年に情緒的な未成熟や発達上の問題がある，発達障害が疑われるということがわかりました。なぜ放火という手段を選んだのかについては，少年は非常に火が好きで，爆発シーンとか放火で真っ赤にになってしまうような場面に興奮を覚え，戦争映画のビデオを借りてきては繰り返し見ていました。

次に，思春期になって大きな挫折を体験した少年です。タイプ3と呼んでおきます。

タイプ3の少年は，小さいころはスポーツなり，勉強で，非常に学校や親の期待に添っていた少年たちです。スポーツが奨励されたり，スポーツで有名になったりする一方で，何かの原因によって期待に応えられなくなります。例えば，野球少年が，怪我をして，球を投げれなくなった，走れなくなったということが起こる。野球によって支えられていますので，疎外感なり挫折感を強烈に味わうことになり，感情が不安定になります。この少年たちは，親や周囲が小さいころから期待をかけていますので非常にわがまま，それから，甘やかされて育っています。いわゆるステージママやパパというのが，何についても口を出しますから，自分は王子様，王女様。多少は悪いことをしても大目に見られる。実は，この少年達が事件を起こして裁判所へ来ると，表沙汰になっていないたくさんの非行が見つかります。親や学校が押さえ込んで隠してきた非行です。表面に出てこないために，少年本人は反省や我慢することを学んで来ず，感情のコントロールもできなくなっています。つまり，少年を過大評価してきたために，親とか周りの期待がひとり歩きしているわけで，

少年自身も自分の置かれている現実というのを認識できないのです。

以上、非行少年の特徴をおおまかに説明いたしました。

少年事件の社会的背景についてお願いします。

平成16年版の犯罪白書によりますと、昭和21年以降の少年刑法犯の検挙人員は、大きく波打ちながら右肩上がりに上がっております。少年刑法犯の検挙人員は、昭和26年の16万6433人、これをピークとする第1の波、それから昭和39年の23万8830名の第2の波、それから昭和58年の31万7438名をピークとする第3の波という3つの大きな波が見られ、現在は4番目のピークに向かう第4の波の上昇期の途中であることが見てとれると思います。

戦後における犯罪情勢及び既決収容状況の推移を見ますと戦後60年たちますが、その前半の30年間は犯罪が減り続けたことと、その後の30年間は一転して増え続けたこと、そして、近年は急増しているということが見てとれます。グラフの右と左の高さを比べますと、現在は終戦直後の混乱期よりも犯罪が多い社会であることがわかります。一般刑法犯の認知件数は、平成8年から連続して戦後最多を更新し続けておりまして、刑務所の収容率は、平成12年に100%を超え、以後、100%を超えた状態を継続しております。

少年事件に戻りますと、先ほど説明がありましたタイプ1の少年、これは、早い時期から家庭と学校の保護領域から逸脱して、そこで素行不良者とか非行集団とかとかかわりを持つなどして、非行文化と接触し、これを取り入れて重大な犯行に至るという経過をたどっています。第1から第4の波まで、いつの時代にも見られるタイプです。

それから、第3のタイプの少年は、大きな挫折を体験するまでは、家庭とか学校の保護領域にとどまった生活をしているわけですがけれども、その挫折をきっかけとして急速に生活態度を崩して、家庭とか学校の保護領域から逸脱し、そこで素行不良者とか非行集団と



かとかわりを持つなどして、非行文化と接触し、これを取り入れて重大な非行に至る経過をたどっていくということです。したがって、挫折以降の経緯については、タイプ1の少年と同じということになります。

この2つのタイプは、いずれも非行文化を取り入れて、非行性を深めていくわけですが、非行化していく経緯が容易に説明できるわけです。

ところが、タイプ2の少年、これは、大きな事件を起こすまでに家庭とか学校の保護領域から逸脱した行動はとっていません。生活領域は家庭とか学校の保護領域内にとどまっていながら、したがって、非行集団との接触など、非行性を有する人間と直接には接触する機会は持っていなかったにもかかわらず、非行文化を取り入れたり、偏った価値観、奇抜な思考を身につけたりしてしまっている。この辺がそれまでの少年に見られなかった特色ですので、どうしてそのようなことが生じるのか、検討を要する事項であると思われる。

このようないきなり型の事件を起こす少年に対して、一般社会の人々は、次のようなイメージを持っているのではないかと思います。それは、まず、以前には表立った非行は見られない。学校ではそれなりの成績を上げて、先生に逆らったり、問題行動を起こすこともなく、どちらかというが目立たない。家庭は、両親健在の、社会的とか経済的にいわゆる中流家庭であって、少なくとも外から見る限りは何ら問題はない。それが、いきなり凶暴な暴力事件を起こす。なぜそうしたのかという本人の説明が、また納得がいかない。事件の起こし方も、矛盾だらけで腑に落ちない。どうも理解不能である、というものです。

これまでは、学校、家庭の保護領域内から逸脱して、問題行動を頻発させて、周囲からいわゆる非行少年と目されていた少年、すなわち別世界の住民になった少年だけが凶悪重大事件を起こすものと思われていましたが、それが、今やすぐ隣、あるいは自分の家庭に

も突然出現するかもしれないということになって、それが世間の不安をあおることになったようです。

青少年の心というものは非常に敏感で傷つきやすく、その時代の社会の様相を鋭敏に反映するものと言われています。いきなり型少年事件のような、以前には見られなかったような非行の姿というのも、これまた今の日本の社会のゆがみが写し出されていると思われまます。このような非行少年の実態を正しく理解して、適切な対策を実行するためには、社会の現状をできるだけ正しく見聞きする必要があると考えております。本日は、社会とか家庭の非行に対する監護能力はどのようになっているのかということを中心に御意見を伺いたいと思っております。

それで、先ほどから規範意識という言葉が出てきております。この言葉を正確に定義するのは難しいと思えますけれども、私どものほうで規範意識というふうに申し上げている趣旨は、社会で守らなければいけないルールをまず知ることが前提で、知った上でこれを実行しようとする意識というふうに、知ることと実行しようとする意識ないし姿勢ということを規範意識というふうに一応とらえたいと思っております。これは、別の見方をすれば、社会で他者の存在を意識するということと、その関係で自分を規制することとのつながりということになるかと思いますが、一応そういうものとして規範意識なり、規範の内在化という言葉をとらえていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから討議に入りたいと思えますが、まず子どもの現状について、私どもとしては、いきなり型の少年は増えているけれども、ただ、そういった凶悪事件を犯す少年だけではなくて、そういう傾向の子どもが増えているように感じられると問題提起をしたわけですが、子どもたちの現況はどうなっているのかという点について、ご紹介いただければありがたいと思えます。

友人と交流がうまくできない子どもがいる，あるいは，他人の痛みを感じられない，共感性がない子どもが多いとか，自分だけで社会から孤立した存在になっている子どもが多いとかということも言われておりますし，あるいは，わかっていることと実行することが一致しない，自分でしてはいけないことをしないようにする自己規制の力が弱いとか，いろんなことが言われております。子どもたちを見ての問題意識をお聞かせいただければと思います。

まず学校においては，授業の中だけでなく，例えば，何か問題を持っている子を，先生のほうからきちっとかかわっていくことや，本人に話をするというか，そういったことがちょっと少ないような気がいたします。必ずしも大きな事件でなくても，何か起きると学校はすぐ，親に連絡を取ってまず，あったこと自体に対して，例えば，どうして，けがをさせたのか，なぜそういうふうになったのか，そこで何で我慢できなかったのかということ飛び越して，親からの謝罪の話に変えちゃうんですね。当然やったことは悪いことなんですけれども，やられた側にも何か非があるかわからないし，当人たちから話を十分聞いてやるというか，そういうことが欠けていると感じます。

今の少年たち自身の状況はどうなのかという点については，いかがでしょうか。

非行少年の友達の普通の子達も小学校へ上がる前，幼稚園ぐらいから，遊び感覚で万引きをするそんな風潮があるように思います。それっていけないかもしれないけど，もうみんなやってますよねみたいな，相当に軽い気持ちで，「人のものを取ってはいけない」という基本的なことから外れてきちちゃっているのが現実です。例えば，非行少年の所持品目録その中で，私がちょっと見てピンときて，「どうしてそんなの持ってるの」って聞くと，「本当はこれ盗ったんだよ」と言われることがある。そんな品物を子どもが持っているの

にどうして警察も親も把握しきれてないのかと思うことがあります。仲間の共犯事件記録の逮捕時の所持品目録見てみると、ああ、みんな盗んだ品じゃないかを感じるわけです。そして、しばらくして、それが事件になってますよみたいなことになります。少年事件では捜査がおくれて、審判が終了してから、追送致が後にくるという実態があります。その子どもたちは、事件の後・先が逆だと変な気がするし、気が抜けると言っている。そういう実情があるから、規範意識という一番規範的なところが崩れてきているのかなと私は思っています。「いけないんでしょう」と言うと、「でも、たいした物じゃない」という返事が返ってくる。確かにたいした物じゃないんですよ。「たいした物じゃないでしょう」と言われたときに、「でも、あなた、自分の物が盗まれたら嫌でしょう」と言うと、それはそうだけど、商品として売ってて、もうけの計算には当然、万引きされることの分も含めて値を付けているのではという非常にとんでもない反応が返って来るんですね。

大人でもエリートサラリーマンで、本当にすごい大学を出ていて、万引きやってて、よく見つかる人がいるのですが。

その人のことをその地区のお巡りさんは知ってるんです。「ああ、仕事忙しいんだよね」なんて理解のある態度を示してすぐ親や妻に身柄を引き渡してしまう。交番の人もそのサラリーマンの手癖を知ってるんですよ。でも、盗品が歯ブラシ、歯磨き、石鹸という物で、見つかって「疲れている」、「むしゃくしゃして」と言うわけですよ。結局、面倒なのか、家族に引き取らせて、被害者も被害が回復されればよいし、面倒な書類作りも不要なので、納得してしまうのです。

大人の世界でもそのような実情ですから、親は子どもに言えるはずがないんですよ。

中学生の規範意識ということについてベネッセが2003年に調査した結果があります。これは、首都圏の東京、埼玉、神奈川の公立中学校4校の中学1年から3年まで1528

名という人数を対象にした調査です。この中で、ちょうど今のお話に関連する結果がありますのでご紹介したいと思います。中学生は、学年が上がるにつれて万引きについて「してはいけない」という気持ちが薄らいでいく、1年よりも2年、2年よりも3年の生徒になればなるほど、万引きはしてはいけないと思っている割合が減少しています。そして、「これから自分がこの先万引きをしてしまうかもしれないと思うか」ということを尋ねた回答については、男女込みで申しますと、「絶対しない」と答えている生徒が全体で65.8%、「多分しない」が24.5%、「もしかしたらしてしまうかもしれない」「してしまうかもしれない」というのを数字だけ見ますと9.7%です。また、「友達が万引きをしていたら注意するかどうか」という項目があります。それに対して、「絶対注意する」と言っている生徒は33.1%、「多分注意する」が43.3%、これらを合わせると76.4%になります。自分自身が万引きをするかどうかと尋ねられれば、8割、9割近い割合で「しないだろう」と言っているんですけども、じゃあ、友達が万引きしているというのを見たときに自分がどういう行動をとれるか、確信を持って「それはいけない」と言いきれない子どもたちがかなりいるのではないかと思いました。

それで、この結果などを見ながら、最近の子どもたち同士の関係について、ある教育学者が「自分と本当に身近な友達同士以外は風景にしてしまっている」という言い方をしていたことを思い出しました。つまり、周りのことは風景のように流れていくから、無視できてしまう。本当に自分にとって関係がある人との間は濃い関係をつくりたがるけれども、自分の身内とそれ以外というところを分けてしまっている。これは高校の先生から聞いた話なのですが、学級の中でも同級生の名前をフルネームで言えない。名字ぐらいは知っていても、ちゃんと覚えていなくて、どの子と同じクラスだったかもあまり気にしていない、そういう現状が学級の中で見られるということでした。特に非行とか何もない状況の中で

も、本当に少数の自分と近い親しい人とだけで人間関係をつくっていかうとする様子があるようです。

それと、だれに注意されたらその指示に従うのかという質問がありました。知らない大人とか、近所の知り合いの大人とか、こういった地域の人、あるいは、自分に関係ないと思われるような市民の人たちに注意されても従わないという子どもたちが3割から5割程度いて、これによれば、子どもたちは、本当に自分と関係のあるとその子自身が思っている人から注意されれば従うけれども、それ以外の人は無視できる存在であると考えているような気がします。

そうですね。身近な自分と関係のあるとその子が思っている社会の中で、規範意識とか、さまざまな考え方の視野を広げるようなことを伝えてくれる他者が存在しなければ、本当に閉ざされた中で、自分だけが信じるものを思い続けて成長していくことになるのかなと思います。

私がかかわった中でも、万引きを注意しようかという気持ちはありますし、現に自分の子どもがかかわっているグループであれば、今すぐにでも注意をする。ところが、同じクラスであっても、ほかのグループの人間がやるときは、万引きしたらしいよ程度で終わっちゃうんですね。ですから、本当に今の説明にあったように、ごく小さい社会、その中については注意するけど、それ以外にはかかわらないという傾向が起きていると思われます。

そういう小さいグループの中だけの社会というか、子どもたちはどのような人間関係を求めているといえますか、どういう視点でその小さいグループはできているのでしょうか。何が彼らをどうつなげているのでしょうか。

お互いに置かれている生活環境、例えば、家族に対しての不満があったりというような共通項があるわけですね。それが、お互いを生んだ家族の話を書く中で、互いにその共通

事項だけでつながっているものですから、ほかのことについては、同じ仲間であっても悪口をみんなで言う。

いろんな角度から、規範意識というものが薄れてきている、あるいは、その規範に従って行動をコントロールする力が弱くなっているという、両方の要素があるようにも思えますが。

検察庁で、小学生ですとか中学生の方々に、クラス単位で来ていただいて、検察庁の仕事を説明する、そういう機会があるんですけども、例えば、中学生あたりに、今の話に出ました万引きについて聞きますと、それが窃盗罪という犯罪になるということは大体知っているんです。しかし、人のものを取ってはいけない、自分だって取られたら嫌だ、そういう基本的なところがわかっていない。ただ表面的に、それは窃盗罪になるという表面的な知識だけしか持っていないという感じがします。その意味づけが理解できていないという感じがいたします。

同じ万引きですけど、実は、親が万引きをして、その小学生の女の子には、ろくに登校もさせずに一緒に連れ回っていて、転売目的で親が本を万引きをして、子どもにバッグなどを持たせておいて、その子どものバッグの中に万引きした商品を入れるようにして手伝えるんですね。ですから、そういう親のところだと、子どもはそれが悪いことだという規範意識を持ちようがないのではないか、そんな気がいたします。

今のような規範意識がそもそもない子、あるいは単に窃盗罪というだけであって、意味づけができていない子ども、あるいはそれが仮にわかったとしても、そのとおり自分をコントロールできない子。なぜなんだろうということについて、今、幾つかの視点が提供されたと思うんですけど、大人社会がそういう規範というものについてルーズになってい

るといふか、直近でかかわりのある親自身が子どもを共犯に追い込んでいるということがある、これでは規範意識など持ちようがない、こういうふうなご指摘もありました。その大人社会といふか、地域社会といふか、社会全体といふか、これを我々の社会はどのようにしたらいいんでしょうか。

子どもの社会だけではなく、大人の社会もある程度自由になってきました。家族として生活していながらもある程度自由だから家族の関係がうすらいできているのかなと思います。あるいは、ひとつひとつのステップを踏まなくても、地道でなくても色々なことができる世の中になっているように思います。やはり一つ一つのステップを踏んで、人間として成長してくるという段階も、社会的には、必要だと思います。

日々堅実ということが欠落している。

自分たちが接している少年に聞いてみましても、やはりそういう子達が非常に多いですね。

そのときの少年たち、子どもたちの目指すものというのは、どこに価値を置いているのでしょうか、経済的な力でしょうか。

経済的な力が一番です。それから、有名になりたいというもので、そのために努力を積み重ねるのではなく、一発勝負に出るのです。

経済的な地位を得るためであれば、違法でなければいい、そういうことなんでしょうか。

現代は規範意識が薄れ、かつ規範意識が乏しいという前提が私にはわかりません。例えば、人を殺すことが悪いことかどうかが曖昧になっているとは思えません。万引きについても同様です。しかし私たち世代が思う規範に関しての常識的な意識が、若い世代に伝わっていないという思いがあります。例えば、電車の中で床に腰を落とす、人前でキスをしたり、抱き合っているなどの行動、これらは精神科医からみれば特に問題視する必要はな



いと思います。表現の自由が保障されているからであり、また価値観の多様化ということでもあります。そんなに難しく言わなくても、いろいろな社会でさまざまに住んでいる人間が主人公だから、その人たちの行動様式にはできるだけ介入を控えるほうが良いと思います。私は床に座る青少年を不潔に感じますが、これは規範に求めるものではなく、感性の違いです。むしろ気になることは、規範がテーマに持ち出された背景は、深刻な青少年の事件や問題行動の頻繁な報道に刺激されたことにあると思います。実はもっと異なることがあるように思われます。実際に人にかかわるといことが面倒くさくなってきています。言い換えると、かかわり方が希薄になってきたという気がします。医療においても例外ではありません。三十年前頃の精神医療を考えてみると、医者は家族の依頼を受けて往診して、入院をいやがる患者をつかまえて、精神病院へ問答無用で入院させてしまうような、暴力的な対応が行われていました。今、そんなことをやったら大変です。乱暴なことをやらないのは良いのですが、実際に当事者を守っているかという疑問で、人権という言葉で隠れ蓑にして現場の問題を直視することなく、ただ面倒に関わりたくないという気分が強まっていることがむしろ問題に思われます。これも少し前のことですが、高校の入学試験でも信じられないことがありました。試験中に机をたたいたり、わめいたりしていても、試験監督である高校の先生たちは、我が校の生徒ではないという理由でその生徒たちに注意することはできないという規範に縛られています。引率してきた中学校の教員が指導をするのだそうです。ところが中学校の教員の指導によって合否が分かれて、さわがしい態度のままで他の受験生に迷惑をかけながらも何とか受験を続けた生徒は合格、生徒の態度に憤りを感じて指導により退室させた生徒たちは不合格になったという皮肉な話を聞いたことがあります。かかわることは実は面倒くさいことです。昔だったら、多くの教員が指導できたのですが、それこそ約束事、規範で縛られちゃっている。試験中に

さわぐことが良いことか、悪いことかがわかっていても、実際に思っていることが、そのまま行動に移せない社会になっています。そこが問題です。子どもたちとは外れますが、大人の規範の例として、個人情報の流出という問題を考えてみたいと思います。規範と実際の行動とは大きく離れています。一生懸命にマニュアルを作って、個人情報の流出を防ごうと躍起になっているのが現在です。簡単にできることは職場内で相互に点検し注意しあえばよい。しかし職場でお互いにかかわることは面倒とってしまいます。観念論や標語をいくら掲げても浸透は難しく、目に見える事件や処罰があって、例えば、コンピューターの中にある個人情報が盗まれて流出した事件が起こり、それが反映されて、さらにくり返すことで規範は徹底します。また個人情報を取り扱う学会発表においても、このくらいだったらとか、特定できなければよいとか、周囲を見回しながら発表をしています。その文化圏そこだけの常識、あるいはやむをえないことと思考を停止させていたことを、自己完結的ではなく、外部の評価に委ね、接触することがもっとも必要になってきます。それらの具体的なことを伝えなくては、規範は空回りするおそれがあります。それはこの会議でもしばしば指摘された言葉の問題があります。おやじ狩り、援助交際など、ソフトな言い回しは控えて、流行語にしないで、それらがいかに大変で深刻であるかということ伝えて、実際の事件にバーチャルにかかわることが大切だと思います。現実の事件を考え、かかわることが面倒くさくなってきて、それを感情的、あるいは一般論的な若者論の話にすりかえることが心配です。

それから社会と出会うことが薄れています。警察のかたから聞いた話ですが、事件を起こした子どもたちは、昔とは違って素直に聞いてくれないといひます。警察であってもふざけている子どももいるそうです。「昔」というのが、いつを指しているのかわかりませんが、規範の壁である社会の枠にぶつかる経験が少なくなっていることを危惧します。

規範の指導ももちろんですが、さまざまな経験をし、さまざまな社会に出会うことが重要です。だから先ほど話されたタイプ3で言うと、社会の壁が全然ないも同然であるということですね。今まで教員がかかわったけれども、そこで社会と出会う、あるいは、万引きをしても、スーパーで働く大人たちが、子どもに時間をかけて説諭することも省略してしまう。万引きということで社会と出会う経験を重ねればよいのです。また、大人たちが身の回りの社会作りにかかわることもみんな面倒くさくなってくるというか、それよりも違うこと、例えば効率化や経済性を急がなくてはいけないということもあるのでしょうか。大切にしたいことの意識の順番が問われます。昨日、これから施行される医療観察法についての話を聞きました。その話の中で、私が非常に感心したことは、治療の過程でいろいろな人が当事者を中心にしてかかわっていく過程のシステムです。裁判官を含めて、医師、弁護士など、さまざまな専門家が合議して進めるといいます。あるいは、事件を起こした人に、半年ごとだったでしょうか、自分はどのような事件を起こしたのかという、原点に立ち戻って反省を促す機会を与えるということです。精神医療では、医師患者関係の中では過去の深刻な問題に直面化することをつい避けがちです。医療観察法では事件と向き合う機会をシステムに組み込んでいます。これは重要なことであると思われます。この視点から考えると、非行をした多くの子どもたちも過去をおさらいしないままに、いわゆる社会の壁と出会わない、あるいは、社会の権威性と出会わないままに、心に大人イメージを育まないで成長することは残念なことです。

それから、最近の子どもたち同士の関係性が薄いという指摘がよく聞かれます。私自身の臨床経験からすると、地域の中で普通に生きる子どもたちの場合には深刻な問題ではなく、それぞれが選んだ関係性であれば良いと思います。ところが不登校や問題行動など、問題は何であれ、主流を外れた何らかの少数派に陥った子どもたちは、関係が制限されや

すいのです。また性の逸脱の議論で、性的な関係の指導や対応方法ばかりが議論になりますが、背景の気持ちの問題、ほっとできるグループ、あるいは逃げ込める保護的な居場所、社会の地域のなかでもっと必要に思います。子どもがさまざまに抱える不快感、孤立感、自暴自棄、自己卑下を、セックスだのドラッグだのに置き換えているという感じがします。また事件を起こした衝動的な子どもは、自分自身の欲求をなかなか表現できないので、そのような子どもたちに適った居場所作りをするために、当事者から学びとる工夫が必要です。居場所をどのように作っていくかという過程や参加が重要です。先ほどの同級生の名前も知らないという話ですが、これは悪いことではないと思います。関係を求めるのではなく、関係ができている居場所を大事にする必要があります。大人が学校を居場所であるべきだと勝手に思っていたわけで、ある生徒にとって、学校は苦しいだけのところと思う場合もあるでしょう。他人と関係がなくても、あるいは同級生を知らなくても構わないのでしょうか。大人たちの価値観からは一線を画した居場所モデル、そういう視点こそが重要であるという気がします。

規範意識が薄いという話がありましたが、そのエビデンス、証拠を見せていただきたいと思います。規範意識を育てるために、これは人格障害の治療の研究からの引用ですが、収監された人たちに既存の集団精神療法をやると、かえって抜け道やいいわけの言葉をたくさん覚えて、その後の転帰がかえって悪くなるという報告があり、びっくりします。意外に子どもたちは、犯罪の責任から免れる情報を交換したりしている。これらはある意味での規範意識があるが、したたかにその裏をついているということです。こういうことをやったらやばいとか、結構持っている実感します。ある意味ではしたたかで論理的でしょう。ですから、この規範意識がないとかいうことは、データを出していただきたいと思います。

規範意識が薄れているという認識が正しいかどうかというところがそうでもない。子どもたちに対して関わりを持っていないということでしょうか。

かわりが少なくなっている社会のほうが問題です。

日本はある意味で単調な社会だと思います。さまざまな経験が得にくい社会環境に生きています。社会的な経験も単調になってきています。例えば、知り合いの心理学の先生が、あるアジアの貧しい子どもたちの心理学のフィールド研究をしており、ストリートチルドレンの子どもたちに毎年会いに行っています。その人たちから聞く子どもたちの生きざまは、実に多様でさまざまな経験をしているし、日本では全く経験できないエピソードの連続に驚きます。また毎晩のように、万引き、けんかなど、事件が絶えないそうです。日本の治安の比ではなく、ニュースにもならないくらいと言います。家族もさまざまです。ところが僕たち日本では、家族も単一にちかいイメージがあります。本来は違うはずなのですが、心にある家族の幻想から離れがたく生きている印象があります。家族というと、両親がいて、家族同士が仲がよいと思ってしまいます。家族というのはかくあるべきものと……。ところが、やっぱりいろんな家族があって当然であるということに、単調ゆえに気づきにくいのです。

その規範意識が薄れていることについて証拠がないじゃないかということですが、万引きをすることについての是非についての認識も、それを抑制する力も弱くなっているのご指摘がありました。それは一つの例として。

だから、万引きも、100円ショップでの万引きであるとか、そこにある情報をつけていかないと、実体から離れてしまいます。盗みづらい環境下で100万円のものを万引きしたのと、取りやすい環境が増えているところの地域とで、万引きの頻度を調べないといけません。子どもたちの規範にふれた心だけの問題が万引きを生むわけではありません。

規範意識ということはどうしても子どもひとりひとりの内面ばかりに準拠しています。

それと、もう1つ、先ほどのベネッセの報告では、91.2%の人は「万引きは多分しない」、「絶対しない」と言ってますね。でも違う報告書では、異なる数字を出しているところもあります。ですからよくわからないのですが、万引きへの規範の問題ですが、この数値だけで問題になるのかという気がします。

確かに、調査というのは、どういう対象に対して行ったかとか、どういう目的を持って行ったかということによって、結果の出方も違ってきます。ただ、首都圏の一部の、1500名程度の生徒ということに限定はされますが、万引きというものに対して、絶対しないと言いきれない子どもたちが35%ぐらいいるという現実を我々がどのように受けとめたらいいのかということだと思います。

それは面接調査ですか。

いや、そこまでは行われていません。我々がいけないことだと子どもに言われてきて、自分もそのことを今になっていけないと思っている価値というものがあります。しかし、その物差しで今の時代のすべてを見ていいというものでは、ないと思います。あるべき価値はこれだなんて絶対的なことは、そう簡単には言えない時代に我々が生きていることは確かです。ただ、教育学の立場で、じゃあ、何でもありでいいのかと問い直しますと、何でもありでは、「教育」は成り立たないと考えます。価値の押しつけとか注入はいけなけれども、自分なりの価値を選べる力を身につけるための教育は必要だと思います。規範意識というものに関しても、自分なりの判断力、それも、なぜそれがいけないのか、あるいは、ここまではいいのかということをも自分なりに考えられる力、考える機会を、何らかの教育の場で取り上げていかなければいけないと考えています。

その際に、どういう形で、どういう提起の仕方で子どもたちに対する投げかけを教師な

り、周りの大人たちがしていく必要があるのかというところは検討の余地があって、一言では申し上げられませんが、今いろいろな価値観があるのだから、それを前提としてどう生きるか、どうやればいいかというよりも、今の状況をもう一度見直す必要があると思います。今の状況の中で、これは許容していくべきことと、それから、もう少しその子なりに、また大人からの支援という形で見直しを促さなければならないこともあるのではないかと思います。

社会のあり方、いろんな場面のあり方というものを考えた場合に、何を基準にするか、なかなか難しい話だと思いますね。例えば、さっきおっしゃった、電車の中でも携帯を使うこともあるでしょうし、座り込むこともあるでしょうし。ただ、今日私たちが議論したかったのは、非行少年として検挙されるような行為を犯した少年たちを対象として、そういう刑法規範、行為規範との関係で、法に触れる行為を行う可能性がある子どもたちを目の前に置いて、その子どもたちに法律で言う規範というものをどのように認識してもらっているだろうかということを取り上げたということで、社会生活全体のあらゆる規範の内容を取り上げるものではないわけです。特に、そういう法律に触れることをしていいのかわからないのかということについての問題意識が崩れかけて、その修復がなかなか容易ではない。感覚的な議論にならざるを得ないこともあろうかと思いますが、更に進めてまいりたいと思います。

子どもの置かれている状況の中で、今のお話の中からも、社会というものに触れていない、あるいは、経験を深めることが少なくなっているという話があり、また他の委員からは、学校も正面から子どもたちに向き合っていないんじゃないかという話があり、あるいは、家庭の中でも、子どもたちに親が向き合っているだろうかという問題があったんですが、その辺のことについて、何かございましたら。

今の子どもたちは自分が社会の中で生きているというか、ほかの人と一緒に生きているという意識が非常に乏しくなっているようですね。先ほど竹内委員が言われたように、今の子ども達は社会との関わりが少なくなっているということもありますけれども、自分がいろんな人と一緒に生きているという意識がない、あるいは、社会の中で生きているという意識がないと、規範意識というの生まれてこないのではないかと。どうしてそういうふうになってきたのかなというのは、はっきり思いつきませんが、言われるように、子ども同士の遊びかたというのもバラバラになってきていて、公園などで違う年代の子ども達が遊ぶということも少なくなっていますし、家庭の中でも、少子化の中で、かわいがられて個室を与えられたりしています。親の方でも、仕事が忙しすぎて過労死の問題が起きたり、不況でリストラの問題があったりして、子どもと接する機会が少なくなっているなど、いろんなことがあるでしょうけれども、例えば、そういうことが、社会の中でほかの人と一緒に生きているといった意識を乏しくしているのではないのでしょうか。電車の中で化粧をしている女性とか、電車の中で物を食べている人って今よくいますけれども、私、こういう人はよく理解できないんですけれども、こういう人は、自分以外の人は、全く物と同じようにしか見てないのかなという感じがするんですね。だから、全く社会から隔絶されて生きているような感じを受けるんです。そういうふうに、自分は社会の中でほかの人と一緒に生きているんだという意識が非常に乏しくなっているのかなと。そうだとすると、社会の人とトラブルを起こすことなくうまくやっていこうとか、社会の決まりを守っていこうとか、そういう規範意識は、それこそ生まれてこないんじゃないですかと感じます。

私が少年審判で少年に「こんなことをやっていいと思ってましたか」というふうに聞くと、「やっていいことと悪いことはちゃんとわかっていました。でも、そのときはできな



かった」と、少年達は答えてました。大体少年審判を受ける16才ぐらいの子どもたちだったら、大抵のことは善悪の判断ぐらいはちゃんとしているけれども、でも、そのときは友達とまだ遊び続けたかったからこういうことをやったと、自分の都合を優先してしまったと答える子が多かったように思います。

それから、私が家事事件にかかわってきた中で思ったことですが、家族に離婚というような大きな問題も抱えている場合に、両親は、子どもにはなぜ離婚するのか説明してなくて、それでいて、実際の調停の場面になると、子どもをどっちが引き取るかということで大紛争になったりして、ときには、子どもにはうまく説明できないので、できれば裁判所から説明してくれないかと言う人たちもいました。それは家族の問題であり、子どもも家族の一員であり、離婚することになったことについては、それなりに両親揃って説明してきてください、それで、家族の間で考え方をもう少し深めてもらって、子どもの今後の養育をどうするのか、もう一回考え直してきてくださいということもあります。多くのケースで離婚について子どもは何も知らされていないことがあります。

家族関係が崩れた状況に対して反抗的になり、何らかの問題とかがあったときに、話し合いの中でお互いに解決したりクリアしたりできない。外から見ると、ちょっと一声かけてやると、ずっと成長していくだろうと思うんですね。だから、学校や家族の中にちゃんと向き合ってくれる人がいるか否かが大きく影響しているように思います。

子どもを育てる中で、なかなか子どもと他とのかかわり、社会とのかかわりって難しいですね。やっぱり人のことをおもんぱかるということ、つまり、自分が嫌なことは人にしちゃだめだよとか、迷惑はかけちゃいけないとか、とんでもないことをしちゃだめだとか、そういう言い方をしないといけない。結局、今、お母さん方を公園で見ていると、子どもの周りにみんな立っているんですけど、子どもがけんかしようとするときすぐ連れて帰っち

やう。私は、けんかのときというのは、お互いどこまでやったら痛いかと、実際にある程度けんかさせなきゃいけないと思う。一番気になるのは、学校です。万引きが多いところでは、学校は、お金を持ってくるのはやめてくださいという言い方しかしないのです。つまり、ものを盗んではいけないという指導ではなくて、被害の発生を防ぐためにお金を持たせないでくださいって。ちょっと私は言い方が違うんじゃないかって言いたいんですけども、ともかく今の学校でやることは、被害を防ごうとするだけで、本質のところを全然直そうとしないんですね。その姿勢が一番間違っているんじゃないかと思います。その事例が例えば、家庭の中で、やっぱり人に嫌な思いをさせてはいけない、みっともないとか、他人に迷惑をかけるなとか、そういう人に対するおもんばかりということを小さいときから教えておかないから、人にぶつかっても平気な若い子がいっぱい増えていますよね。ちょっと体をずらせばいいことがなぜできないのか。基本的なことが家庭の中や、実際に子どもを連れながら教えられることを教えてないと思います。今は、被害者も警察に訴えたら、その調書作成に多くの時間がかかって何回も呼び出され被害者も大変です。それで、いい結果が出るかという、警察がその後どうなったということは、聞かない限りは言ってくれない。だから、今の社会というのは、どこか、規範意識なんて言っても、こういふ守らなかった人がいたんだと言っても、最終的にどうなったかよくわからないという現実がある。何かはっきりと結論を出してあげない社会になっているというのは問題じゃないかなという気がしてます。

それはともかく、小さいときから他人というものの中で生きている場合に、やっぱり迷惑をかけないのが基本だと思うんですね。子どもが何か悪いことをした場合、被害者に対して親や学校は、いくらお支払いすればということで説得して、ともかく丸く収めて、場合によっては被害者にお宅のほうも悪いんでしょうという言い方をしてしまう。これって、

私はいけないんだなと思いますし、そういうことをきちっと正面からとらえることが大人のほうで少ないんじゃないかなと思っています。

その、迷惑をかけることをしてはいけないだとか、相手のことを考えなさいということを行うための土壌がまず必要かなと思います。

お母さん向けの子育て雑誌なんかを見るんだけど、子どもにいかにも能力をつけさせるかということは書いてあるけど、母とのかかわりをどういうふうにするかというのをもうちょっと書いてほしい。離婚事件をやっていて、このお母さん自身が病んでいるとか、このお父さんが病んでいるということがあるので、私は家庭雑誌を読んだりするんですけど、もう肝心なことが書いてないなという気がするんですね。きちんと子どもを育てるには、みんなで自分の身も律しつつ、社会の中で育てていくという視点が欠けていると思います。全然、他人のことを考えないで、自分だけ見て、自分の子だけ何とか育てようというのを、それを助長しているような雑誌が多い気がします。

ありがとうございました。子どもたちの今置かれている状況とか、あるいは、その原因として、地域社会はどうか、学校はどうか、あるいは、家庭はどうかということ、さらには、家庭や学校ではもっと考えようがあったのではないかと、あるいは、社会はどうかということもあると思いますけれども、議論をさらに進めていくとすると、家庭裁判所という立場で何か考えてきた場合に、地域社会あるいは学校の問題に我々は直接触れることはできないわけですが、事件を通して家庭に触れることはできるという立場にございます。そういう意味で、家庭裁判所はどのように家庭に触れていったらいいんでしょうか。家庭に対して、我々はどのような姿勢で臨み、何を求めていけばいいのか、求めないほうがいいのか、その辺をどう考えたらいいかが次のテーマになってくると思います。少年事件を通して、少年の調査を調査官が行い、そして、裁判官が審判で事情を

聞くその過程で家裁は何をしたらいいか、どういう視点を持ったらいいのかという点について、ご意見をいただけたらと思います。

僕は、大人が子育てがしにくい状況になっていると思います。母親が我が子だけではなくて、他の子どもを注意しようと思ってもできにくい雰囲気があります。公園デビューがその緊張感を示唆しています。親同士が傷つきあうことをおそれて、その関係性の中で叱ったり、気まずい思いをしたくないということで、お互いに閉じてしまう。夫婦でもフレンドリーな関係、そういうお父さん、お母さん、一人っ子みたいなことで楽しく暮らしたいというイメージがいつの間にか先行しています。一方では雷おやじ待望論がしきりに言われますが、そういう人は実際の地域や家庭では問題を起こしてもいます。体罰に近いようなことや、DVを行ったり、暴君、あるいは専制君主で、周囲にも横柄であったり、特異な人格であって、関係性はよくありません。母親をとりまく支援の問題を考えます。自分の母親、兄弟、友達、その他さまざまな支援者が考えられますが、我が子の育てにくさに直面した場合に、非常に不安定になり、叱るよりも感情的に子どもに八つ当たってしまい、お母さん自身が精神的に疲れきってしまいます。また学校と親の問題がしばしば葛藤にもなります。連絡をとりあってこじれてしまう。問題が起こった場合、加害と被害の親を呼び出すことがときに難しい場合があります。地域の現場では大人同士の連携が非常に難しくなって、先ほどおっしゃったような、離婚のことを医者や専門家から話して欲しい、あるいは、少年事件が報道されると、我が子が凶悪犯にならないために専門家のアドバイスを尋ねてきます。個々の子ども自身に親が積極的にかかわろうとするのではなくて、専門家が親代わりを要求される場合もあります。

要するに、委員長の発言にもあるように家裁というのはいっぱいそういう少年事件を持っているはずで、それを社会に情報として流していただきたい。少年の規範意識が薄い

というなら薄いで結構ですけども、それを伝えていただきたい。先ほどの細かい話になりますけれども、タイプ2を話されたときに、タイプ2に発達障害などの例を出されていますね。社会性の欠如、発達障害という状態像や病名を含んだ事例を、タイプ2の典型例で出されると、それに反論する形で、今度は市民側から対話が起こって、タイプ2が究められることができると思います。それがなされないままに来ているので、声の大きい専門家や、今の大人たちの関心に沿った無難な世論の意見を取り込んだ育児雑誌の論が、世論形成に働いています。不安を煽って、そこにビジネスが展開する悪循環を促してしまいます。

ですから、どうか裁判所は少年事件の実態を知らしめていただきたい。もちろん、個人情報を守るだとか、いろんな限界設定の中で情報の交流を起こしていただきたい。僕たちや当事者はそこでみんなで考えたらいいと思います。弱者のための、あるいは少数派のためのフリースペースや引きこもりの場合でも、いろんなグループをつくると、さまざまな現実的問題が出てきます。例えば居場所を作ればおしまいという問題ではなく、常に支援が必要です。ときに居場所が強者の論理や外の社会構造が反映されるようにもなります。いじめ、盗み、放火、たばこの問題など、地域の青少年問題が、それらの居場所でも起こります。居場所どころか弾薬庫にもなり、危機をはらんだ場所で、ときにハッピーではなくなってしまう場合もあります。そこで規範の問題が出てくるわけです。当事者同士だけでは抱えきれないことが出てきます。当事者がみんなで自身のための居場所を守るためにみんなで考えていく。そのときに重要なことは、みんなでありのままの情報を知り、その対策過程に加わるのが先決だと思います。だから地域の少年問題も、地域を知ることが第一歩です。みんなが知るシステムを作ることです。そういうことを子どもたち、親たちも知って、次に自分たちには何ができるかという、相互の交流がなされず一方通行のよう

な対策議論が多い気がします。ですから家裁の貴重な経験を、どうか周囲に知らしめていただきたい。

非行の実情を分析して、それを一般市民の方に提供することが必要であるということでしょうか。今日は、家庭裁判所で親と接していて、どういう問題意識を持っているか、それを踏まえて、どういうことをしているかということを紹介させていただきまして、家庭裁判所が見ている親子の姿や家族に対する家裁のかかわり方というものを、今、委員のおっしゃった趣旨とは少し視点が違うかもしれませんが、それをご紹介させていただいて、家裁のかかわり方についてのご意見をいただきたいと思います。

では、全体的な状況をちょっと説明してください。

家庭裁判所が保護者に対して、今現在どのような措置を行っているのか、その概略を説明させていただきます。

まず一番最初なんですけれども、家庭裁判所が行っている保護者に対する措置について法律的な角度から説明をいたします。これは少年法の条文なんですけど、少年法は、「家庭裁判所は必要があると決めるときは、保護者に対し、少年の監護に対する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査または審判において自ら訓戒指導その他の措置をとり、または、家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。」と規定されています。

この25条の2は、平成13年に施行された新しい規定です。家庭裁判所は、少年法が改正される前から、もちろん保護者に対する訓戒等の指導は行っていたんですが、改正少年法はこれをあえて明文化することで、保護者に対する措置をより充実させることを期待した趣旨であると考えられます。ただ、規定の仕方からもわかりますように、保護者が家庭裁判所の措置に従わなかった場合であっても、法律的な制裁ということはありません。

したがって、家庭裁判所としては、保護者の行動に具体的な変化が生ずるように促していく、その中で、保護者が自発的に家庭の問題に取り組むための働きかけを行っていくことが重要であり、そのために、措置の内容や方法についてさまざまな工夫がされている状況であります。

次に、個別事件で、家庭裁判所が保護者に対してどのような措置を行っているのかを説明いたします。先ほど委員長の話もありましたけれども、裁判所が行っている事件の処理は、家庭裁判所が捜査機関から事件を受理して、調査官に社会調査を命じ、調査官が家族や保護者と面接して、裁判官がその結果を受けて措置を決めるという流れで行っております。保護者に対する措置も、その事件処理の流れの中で、調査官、裁判官の間で分担して行われます。調査官は、少年や保護者に面接を行う際に、心理学や社会学といった専門的な知見に基づいて、保護者にさまざまな働きかけを行います。これに対して、裁判官は、調査官の働きかけを前提にして、審判までに保護者にどんな変化があったのか、それを審判の場で確認をし、だめ押しをしたりします。また、審判の場で問題点が明らかになった場合には、その新しい問題点を前提に、保護者への働きかけを行っていきます。

具体的に、保護者に対しどのような措置が行われているかについて、大きく3つに分けられます。訓戒や助言といった形で具体的な行動を促すもの、保護者に対する情報提供の形で行うもの、保護者の心情をサポート、調整する形で行うものに分けております。例えば、被害者に対する弁償を行っておらず、その意識も欠けている保護者も多いと思われませんが、そういった場合には、調査の段階で、弁償の努力をするように促し、その結果を裁判官が審判で確認します。あるいは、非行に関連した品物を、例えば、暴走行為をした際の車ですとか、バイク、特攻服といったものを所持している場合には、それらの品物を処分するように促すことがあります。それから、基本的な生活習慣が根づいていない少年と

いうのが多いですが、調査の段階でそういった問題点に気づいた場合には、起床時間や帰宅時間、就寝時間などを毎日ノートにつけさせるといった指示をして、審判の段階で確認をするということがあります。なかなか保護者のほうで問題点で気がついていても、それを解決するきっかけがないような場合に、こういった措置を行うことによって改善のきっかけをつくらせることで、悪循環を断つことが効果的な場合に行っています。そのほか、少年が暴走族や暴力団といった不良集団とかかかわっている場合には、不良集団から離脱するように働きかけをしたり、保護者自身の問題点がある場合、例えば、保護者の養育態度に問題が大きい場合には、そのことを端的に指摘して改善を促したりします。このほか、児童相談所や学校との連携を密にするように指導したり、少年に病気等の問題がある場合には、医療機関に連れていくよう指導することもあります。さらに、非行に関する基本的な知識を与えるための情報提供として、無免許運転やシンナーの危険性についてのビデオを視聴させたり、あるいは講習に参加させるということもあります。それから、最後に、保護者は、非行化した少年への対応に悩んで混乱している場合も多いですので、話をしっかりと聞く中で気持ちを整理させることで、保護者の心情をサポートすることも行っています。

次に、保護者に対する措置は、保護者の問題性に応じて変わります。少年の非行性が低い程度にあって、少年の更生について保護者の指導にゆだねることが期待できる場合には、調査官の措置のみでとどめて、裁判官が審判を開かずに事件を終了させる場合もあります。横浜家裁の事件全体の63%がこれにあたります。これに対して、少年の非行性や保護者の問題性が非常に大きい場合には、審判を開いて、裁判官から直接厳粛な場で訓戒するという場合もあります。さらに、かなり少年の非行性が進んでいて、保護者にも偏った価値観や養育態度があるなど、家庭の問題点が深刻である場合には、裁判所の手続だけの働



きかけでは十分な効果が期待できないということもあります。このような場合、家裁は、保護処分つまり保護観察決定や少年院送致決定を行って、事件を処遇機関に引き継ぐこととなりますので、その場合は、家庭裁判所として、できるだけ良い形で、保護観察所や少年院に引き継ぐことを目標として措置を行うこととなります。

ありがとうございました。非行少年の中で、対人関係を持ってないとか、あるいは共感性に乏しいとか、ひいては規範意識が身につけていないとか、こういう問題を抱いた少年がおりますが、その根っこにあると思われる家族の問題について、今ご紹介したように様々な措置をとっているわけですが、これは、そういう問題意識が乏しい親に、きちんと相対することを求める措置だというふうに理解することができると思っております。そういう問題意識で親に対する働きかけを行っているという状況をまずご紹介したわけなんですけど、いま一つ、今の具体例の中の最後に、保護者の心情をサポート、調整する措置というのがありました。その例として、当庁でこの一、二年、保護者会というものを行っておりますので、それについても状況をご紹介させていただきたいと思っております。

現在、全国の家裁裁判所で、保護者に対する措置ということを行っております。保護者会と称して、少年と保護者、あるいは保護者だけに裁判所に来てもらい、子どもの非行等の悩みや親子関係について複数の保護者間で話し合ってもらっています。このような保護者会は、横浜だけでなく、東京、埼玉、千葉、宇都宮、長野、水戸等の裁判所でもやっています。長野や水戸では、親子で合宿をしています。1泊程度で、施設を借りて、山登りをしたりハイキングをしたりということをしてしながら、親子で話し合いをさせたり、あるいは、親同士で話し合ったりしております。

横浜家庭裁判所においても、保護者会を開いています。これは、平成15年11月ごろから計画を立て、平成16年の1月から現在まで続いています。無免許運転を目的とした

バイク窃盗というのが非常に多いので、バイクを盗んだ少年と保護者を対象にして、無免許運転について考えさせるビデオなどを見せながら、講習を行っています。その講習の後、少年には反省文とか感想文を書かせていますが、その間、保護者だけを集めて、監護の在り方、保護者の在り方といったことについて話し合ってもらっています。大体平均しますと1回5人ぐらいでしょうか。会は、家庭裁判所の少年保護を支援していただいている「少年友の会」という組織の会員の方にコーディネートしていただいています。話しの口火は、友の会の方に切っていただきますと、大体保護者のだれかが話し始めますので、その話題を基に話が進んでいきます。会は、この場で解決できる問題ばかりではないと思いますから、保護者が自分の家庭、子どものことを考えてもらえるきっかけにさせていただくような形で実施しています。時間的には30分から40分ぐらいでしょうか。これまで16カ月実施してきましたが、113名の保護者が参加しております。内訳は、父親が24人、母親が52人、祖父が1人、その他が4人（おじさんや雇い主）です。父母がそろって来られたのが5組ありました。会の最後に、保護者にも感想文を書いていただいています。自分一人で孤立しているという思いを持って来られて、話してみると他の親も同じ気持ちを抱いていたと書かれていたりします。家庭裁判所の今後の取り組みとしては、保護者会でももう少し保護者を支援できる形にしたいと考えています。

ありがとうございました。少年自身がしっかり立ち直ってもらおうということを目指すために、あるいは、保護者も変わってもらわなければいけないということから、どういうことをすれば変わってもらえるかという一環ということで行っています。今の家裁の取り組みについて、では、こんな視点はどうなのだろうとか、ご意見、ご質問があったらお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

少年審判で、多分、保護観察がつくんだろうなと思った事件ですが、あえてこちらの意

見として試験観察をお願いしますと言った事件があって、それは、やっぱり少年が、1つは、調査官とうまが合ったと言っではおかしいんですけども、でも、私、やっぱり特に少年の場合は、うまが合う合わないというのは、とても大切なんだと思います。在宅試験観察における調査官の役目というのはありがたいなと思っているケースがあり、家裁にそういういい制度があることを声を大にして言いたいです。

それから、私の担当の少年が鑑別に入っているときに、親御さんがやっぱり、調査官のサポートというのがとてもよくて、私は、家庭裁判所の中での、事件をたくさん持っていますから、調査官の役割はすごく大変だけれども、とても重要だなと思っています。調査官の人数をもっともっと、裁判官と同時に増やしてほしいです。

大変温かいご意見をいただいてありがたく思います。私がかつて担当した事件でも、もともと非行に走ったのは親子関係、母子関係に原因があると思われました。それが根っこにあって、親子の関係がとれていないんです。その試験観察中の調査官の役割は、お母さんに働きかけをして、子どものいるところに向いてもらうところから始まった。そのような働きかけをもらった結果、母親もずいぶん変化したのですけれども、試験観察も終わって、家庭での生活を再開したケースもありました。

少年事件の背後というのは、本当に家庭の問題だなと思いますので、そのときは調査官にどういうふうに出会えるかというのも一つの運かなと思っているところがあります。家裁の調査官から指導を受けたという事実が、その家庭の家族関係に変化をもたらし、少年との関係も変えられたケースがあります。本当にお忙しい調査官をこんなことに独占したらいけないのかなと思いつつ、このような調査官にあたったことがよかったと思っています。

2点だけ話をしたいと思います。具体例で、説明、評価、具体的な指導がなされていま

す。そのスキルを、例えば、児相のソーシャルワーカーに委託するとか、あるいは学校の生徒指導と連携するとか、あるいは医者に託すなど、家裁の業務を外に出していただきたい。自己完結的にやるのではなく、専門性や経験から集約されたスキルを外に普及させて欲しい。調査官がコーディネーター役の一端を担って、当事者である青少年をフォローしていただきたい。

それから次の問題は、審判の開始事件も13%あります。このフォローもお願いしたい。また不開始としたが、後日に問題がくり返された場合などは、別に誤審というのではなく、その事例から学ぶこともやっていただきたい。

なかなか家裁に係属した事件についてフォローしていくという検証はプライバシーの問題もあって難しい面がありますが、次に事件が生じたときに、なぜ次の事件を防げなかったのかという検証は考えられると思います。

あと、それから、前段でおっしゃったことは、家裁でやることはなるべく抑えて、コーディネーター役でいてほしい、こういう趣旨ですか。

家裁単独でやっていくと、さまざまな限度があると思います。他の社会資源のサポートがいっぱいあると思うのでそこと連携し、セカンドオピニオンを兼ねたコーディネーターであっていただきたい。自助グループ、保護者会などからのアクセスなどを考えると、家裁はいろいろな青少年問題のフィールド研究の場としては適切に思います。託せるものは託していかないと大変になってくると思います。

統合失調症の少年のケースを難しいと思ったので、拘留中に精神科のお医者さんに来ていただいて、まず、診断をしていただきました。それで、結果的には、鑑定留置をお願いして、鑑定留置の最中にどんどん投薬していただいたんですよ。そうしたら、見る間に幻覚というんですか、結構聞こえてきた言葉とか、見えるとかいう現象がなくなってきた、

本当によくなってくるんですね。発病したがゆえに事件を起こしたものと思われ、心身喪失又は耗弱ということならば、少年ではなかったら、軽い判決に持ち込めるのかなと思ったりしたケースです。でも、私は、治療のほうが大切だと思い、むしろ家裁の手続で調査官がついていただき、鑑定留置もしていただき、早く投薬して病状に配慮した審判をいただけました。思春期って、割とうまい具合に治療すると、すごく良くなるらしいんです。それで、その子は、その後、大検を受けて、専門学校に通い、その子のつくったデザインがあるところで使われていたりしているのです。

現在は、統合失調症は難しいが治る病気になっています。

治療は進んできています。

もう時間も押していますが、家庭裁判所で保護者に対してかわりをいろいろ持つていく、その関係で何かご意見が、こういったことを考えたらどうかということがおありであればどうぞ。

例えば、少年事件で審判を受けた子どもがいたとしますね。その少年が家庭や学校に戻ってきてからどのように迎えてやるか親御さんとか学校の先生とかそういった方がいろいろ話し合うことも必要ですし、より間口を広くして、地域の人達もそういう子どもたちのために話し合っていこうかという方もいらっしゃると思うんです。そういう地域の人にも協力をしていただくことが必要だと思います。

たしかに、少年たちは日々地域社会の中で生活しているわけですから、その地域社会が少年たちを様々にサポートしていくことは大事なことだと思います。家裁としても今後考えていく必要がある視点だと思います。

きょう取り上げたテーマは大変大きなテーマで、司会進行の不手際もありまして、議論が拡散してしまい、申しわけありません。ただ全体をまとめるとすると、子どもたちに対

するかかわりが少なくなっている実情があり，そのかかわりをいろんなところで考えていってみよう，学校であり，あるいは地域の社会であり，あるいは家庭であったりとか，するわけですが，そして，その家庭についても，家庭裁判所を核として，いろいろな声かけをすることによって子どもへの関わり方が変わってくるというところが，まとめにくい点ではございますけれども，まとめということであろうと感じた次第でございます。大変ありがとうございました。

家庭裁判所として，今日いただいたご意見を参考に，特定の事件の処理にとどまらず，さらにそれを超えて，ネットワークづくりといえますか，そういう保護者に対する働きかけの体制づくりといったことも視野に置いて，今後考えていきたいと思っている次第であります。ありがとうございました。

それでは，今日この議論で行ったテーマはその程度にさせていただきます，前回のこの委員会で指摘があったところですが，家庭裁判所に来る人たちの意見を聞いてみたらどうかというご意見が多数ありまして，私どもの中で今検討いたしておりますが，今の方向といたしまして，7月になってからですが，一定の期間，家庭裁判所に訪れる方にアンケート調査に協力していただき，ご意見をいただこうと考えております。その方式も，なるべく自由記載を多くして，ご自分の言葉でお書きいただくことを中心にしたアンケートを行いたいと考えています。また，これは取りまとめて次の家庭裁判所委員会で報告できるようにしたいと考えております。次回でございますが，次回のテーマは，前回もいろんなことを問題にしましたが，今回は利用者アンケートを実施しますので，その中で一番私たちとして関心があるのは，家事調停がどのように利用者から受けとめられているかという視点を含め家事調停の進め方についてご意見を伺うということを考えておりますが，いかがでしょうか。

それでは、特にご意見もないようですので、このテーマで、次回は11月18日午後1時30分に開催させていただくことにします。

以上で、きょうの家庭裁判所委員会を終わります。ありがとうございました。